

各府省大臣官房総務課長
各都道府県総務部長
各都道府県教育長 殿

総務省大臣官房管理室長

印

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について(通知)

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)及び「公益法人会計基準の運用指針について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)を踏まえ、新たな公益法人会計基準(以下「新会計基準」という。)が平成18年4月1日から実施されることとなる。

新会計基準の実施による減価償却の強制、有価証券の時価評価の導入等公益法人における会計実務の大幅な変更を踏まえ、財団法人に対する基本財産の指導監督上の留意点について特に必要な事項を以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

記

- 1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。
 - 基本財産となっている資産の喪失
 - 法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更
 - 法人の意思に基づく基本財産の額の減少なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。
- 2 現行の公益法人会計基準(「公益法人会計基準改正」について)(昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定)を適用しつつ、これまで減価償却を実施してきた財団法人において、基本財産に対して設定されてきた減価償却引当資産については、当該法人が新会計基準を適用した後においても、貸借対照表上の基本財産の区分に計上するものとし、特定資産の区分には計上しないものとする。

また、新会計基準の適用後に新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても同様とする。

以上

1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。

基本財産となっている資産の喪失

法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更

法人の意思に基づく基本財産の額の減少

なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。

(解説)

現行の公益法人会計基準(「公益法人会計基準(改正)について」(昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定)及び新会計基準において、資産の貸借対照表価額は原則として当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならないが、更に新会計基準では、減価償却の強制、償却原価法の導入、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについての時価評価、時価が著しく下落した場合の評価減の強制といった会計手法が大幅に取り入れられたことにより、財団法人の基本財産が減少することがあり得る。

これは新会計基準が公益法人の財務情報のディスクロージャーを充実させることを目的の一つとしているからであるが、こうした基本財産の減少をすべて所管官庁の許可が必要となる処分として取り扱うことは法人にとって過度の負担になると考えられる。

こうしたことから、災害による滅失等の基本財産となっている資産が失われた場合、基本財産を土地による運用から定期預金による運用に変更する場合等の法人の意思に基づく基本財産の性質の著しい変更を行う場合、基本財産を縮小し、法人運営資金を得る場合等の法人の意思に基づく基本財産額を減少させる場合については、これを処分に該当するものとして取り扱うこととし、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少については、これを処分に該当しないものとする。

なお、減価償却等に伴う会計上の基本財産減少額については、売却等の処分によって確定することとなることから、各所管官庁においては、当該減少額が当該財団法人の事業実施に当たって与える影響を十分に勘案しつつ、適切な指導監督を行っていくことが重要である。

2 現行の公益法人会計基準(「公益法人会計基準改正)について」(昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定)を適用しつつ、これまで減価償却を実施してきた財団法人において、基本財産に対して設定されてきた減価償却引当資産については、当該法人が新会計基準を適用した後においても、貸借対照表上の基本財産の区分に計上するものとし、特定資産の区分には計上しないものとする。

また、新会計基準の適用後に新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても同様とする。

(解説)

従来、財団法人の基本財産に建物等の償却性資産が組み込まれていた場合については、基本財産の減価償却相当額を基本財産たる特定預金(減価償却引当預金)として所要資金を準備することが望ましいとしてきた(『「新基準」への移行に関する留意事項」(昭和62年月19日日本公認会計士協会公益法人委員会)と)ところである。

新会計基準においては、貸借対照表の資産の部において、退職給付引当資産、減価償却引当資産等の特定資産の科目を設定したところであるが、上記のような基本財産の減価償却引当資産は特定資産としての性質を有するものの、財団法人の法人格の基礎をなす基本財産の維持のために特に必要なものとして準備していることにかんがみ、新会計基準の適用後においても、引き続き基本財産の区分に計上することが適当であり、特定資産の区分としての減価償却引当資産には含まないものとする。

また、新公益法人会計基準の適用後、法人の判断により、新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても、同様に取り扱うものとする。